明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

様式第十九号を次のように改める。

様式第十九号（第九十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

35cm以上

25cm以上

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済（　　）	
認定年月日・番号	年　月　日　第　号
認定した者	
認定計画実施者氏名（名称）	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
備考	

（注意）

①　「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による変更の認定済」とすること。

②　（　　）には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。

③　設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。

④　設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。